

青少年インターネット環境整備推進課長会議の開催について

平成 2 2 年 4 月 1 日
子ども・若者育成支援推進本部長
決 定
最終改正 平成 29 年 3 月 24 日

- 1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策の推進について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、青少年インターネット環境整備推進課長会議（以下「課長会議」という。）を開催する。
- 2 課長会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは構成員を追加することができる。
- 3 課長会議の庶務は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、課長会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

議	長	内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 付参事官(青少年環境整備担当)
構	成	内閣官房情報通信技術(I T) 総合戦略室参事官
員		警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
		警察庁生活安全局少年課長
		総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長
		法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長
		文部科学省生涯学習政策局青少年教育課長
		経済産業省商務情報政策局情報経済課長